

広島県告示第千百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年十月二十日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道後山公園洗谷線	福山市熊野町字堂屋敷乙七一五五番一地从先から福山市水呑町字中村奥七一八九番五地先まで	令和五年一〇月五日